

## <端末あんしん補償特約（コンテンツ個別特約）>

### 【第1章 端末あんしん補償サービスの提供】

#### 第1条 特約の目的および特約の適用

当社は、端末あんしん補償特約（以下「本特約」といいます。）を定め、これにより端末あんしん補償サービス（以下「当サービス」といいます。）を提供します。契約者は、本特約に同意の上、当サービスに申し込んだものとみなされ、本特約に従って当サービスを利用するものとします。契約者が当サービスを申込および利用する場合、本特約のほか、基本規約およびコンテンツ基本特約にも同意したものとします。本特約と基本規約およびコンテンツ基本特約との間に抵触する条項等が存する場合は、本特約における定めが優先的に適用されるものとします。

#### 第2条 用語の定義

当特約における用語の定義を、下記のように定めます。

- 1) 対象端末：接続サービスに付随して利用する、インターネット接続が可能な通信機器および電話機等
- 2) 修理補償：対象端末を、契約者が修理しようとする際に必要となる修理にかかる実費を、契約者が修理後に当社が負担することで、修理にかかる費用を相殺すること
- 3) 修理補償金：修理保証を行うために当社が負担する金銭
- 4) 物損：対象端末の取扱説明書や注意書に従って正常に使用したにもかかわらず、対象端末に生じた電氣的・機械的故障で且つ、対象端末に破損、破裂、水濡れ等の偶発的な事故に起因して対象端末の機能が正常に働かなくなること
- 5) 補償事故：修理保障を受ける理由となった、または受けるべきと契約者が判断する理由となった出来事

#### 第3条 当サービスの内容

当サービスは、接続サービスに付随して利用する対象端末に、自然故障又は物損などが発生した場合に、修理費の全部又は一部を修理保証金として負担するサービスです。

### 【第2章 当サービスの利用料金、契約等】

#### 第4条 当サービスの利用料金、算定方法等

当サービスの利用料金は、月額 600 円(税抜)です。ただし、キャンペーン等により月額料金が一定期間又は永続的に変更となる場合があります。当サービスの利用料金に対して無料期間の定めがある場合、無料期間中は当サービスを利用して修理保証金の申請および修理保証金を受け取ることはできません。

#### 第5条(解約又はキャンセル後の申し込み)

当サービスを一度申し込んだ者又は契約を開始した者が、利用契約をキャンセル又は解約した場合、または第7条第1項に定める理由により解約となった場合、新たに当サービスを申し込むことはできないものとします。

### 【第3章 当サービスの詳細】

#### 第6条 当サービスの利用方法

1. 修理保障を受けようとする契約者は、補償事故発生の日を1日目として15日以内に補償事故発生を当社に電話又はメール又はその他の当社所定の方法で届け出るものとする。
2. 届け出を行う前に修理を行った場合、当サービスは利用できないものとする。
3. 当社は契約者からの補償事故発生の届出を受領し、当該個別の補償事に対しての故修理補償金の受け取りに必要な書面や手続きを遅滞なく案内するものとする。
4. 修理保障を受けようとする契約者は、下記の全て又は一部を当社の求めに応じて、当社所定の方法で当社に通知するものとし、通知ができない場合は修理保障を受けることはできないものとします。
  - (1). 対象端末の型番が分かる写真又は書面
  - (2). 修理前の状態が分かる写真
  - (3). 修理にかかった費用が分かる書面
  - (4). 修理を行った業者および修理を行った日時が分かる書面
  - (5). メーカー保証書又は、購入日および購入場所が分かる書面
  - (6). メーカー保証期間内の場合、メーカーで修理不可であることを証明できるメーカーの発行するレポートなど
5. 修理補償金の支払いは現金書留にて行うものとし、発送先の宛名及び住所は契約者の情報とし、それ以外の宛先に送付することは原則として行わないものとする。やむを得ない理由により銀行振込にて修理補償金の支払いを行う場合、振込先の口座は、契約者本人の名義（契約者が法人である場合、法人名の口座）の日本国内の銀行又は信用金庫又はゆうちょの口座に限るものとする。
6. 当社は修理補償金の支払いを、修理保障金の支払いに必要と当社が定める項目を契約者から受領した日の翌月末までに行うものとする。

#### 第7条 当サービスの自動終了

1. 修理補償金が当社から契約者に支払われた回数が2度になった場合、当サービスの契約は自動的に終了し、2度目の修理補償金が支払われた月の当月末に解約となるものとします。その場合でも、2度目の修理補償金が支払われた月の月末までの月額料金の支払いは免れないものとします。
2. 本条第1項に該当し解約となった契約者が、本条第2項の規定を免れるために別の名義を利用する方法やその他の方法によって当サービスを申し込み、利用しようとした場合、当社は当該の申し込みを受諾しない場合があります。また、利用中の場合でも強制的に解約を行う場合があります。その場合でも契約期間の月額料金の支払いは免れないものとします。

#### 第8条 メーカー保証及び保守サービスの優先

1. 自然故障又は物損した対象端末がメーカー保証の期間内である場合、当該の対象端末に対して当サービスを適用し修理補償金を受け取ることはできないものとします。また、メーカー保証を受けるに当たって必要となる費用は当サービスにおける修理保障の対象外とします。
2. 対象端末が保守サービスに加入している場合、当サービスにおける修理保障の対象外とします。

#### 第9条 当サービスの提供範囲および修理保障金の限度額

1. 当サービスは、対象端末の購入時からの経過期間により利用できない場合があります。経過期間については別紙にて定めます。



スマートフォン タブレット端末 プリンター	自然故障	最大 5 万円	最大 5 万円	最大 5 万円	修理保証対 象外 ※注 3	修理保証対 象外 ※注 3	修理保証対 象外 ※注 3
	物損	最大 5 万円	最大 5 万円	最大 5 万円	修理保証対 象外 ※注 3	修理保証対 象外 ※注 3	修理保証対 象外 ※注 3
モバイルルーター スピーカー（ネットワークと接続する ものに限る） NAS、外付けハードディスク（ネット ワークと接続するものに限る） 無線 LAN ルーター（家庭用に限る） モバイルゲーム機 モバイル音楽プレーヤー	自然故障	最大 5 万円	最大 2 万円	最大 1 万円	修理保証対 象外 ※注 3	修理保証対 象外 ※注 3	修理保証対 象外 ※注 3
	物損	最大 1 万円	最大 1 万円	最大 1 万円	修理保証対 象外 ※注 3	修理保証対 象外 ※注 3	修理保証対 象外 ※注 3

※注 1 経過年数は、対象端末購入日から事故日にて算定します。

※注 2 自然故障において、メーカー保証期間中はメーカー保証が優先されます。

※注 3 対象端末購入日から起算して対象端末ごとに定める経過年数以上に経過した後、故障等が発生した場合はこの修理保証の対象外となります。